

マイナンバー制度について質問をします。

マイナンバー、社会保障・税番号制度は、今年10月、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしているすべての人へ12桁、法人へは13桁の番号が通知され、2016年1月から運用が開始されます。

政府はマイナンバーによって、国民一人ひとりの社会保障の利用状況と保険料・税の納付状況を国が一体で把握する仕組みを整え、社会保障費の抑制・削減を「効率的」にすすめることを狙っています。

当初マイナンバーの利用は、年金、医療、介護、福祉、労働保険などの社会保障制度、国税・地方税の税制、災害対策に関する3分野に限定していました。

ところが、今国会で、利用範囲は金融や医療機関などの分野にも広げていく改訂案が審議されています。この改訂案では、金融機関で新規に口座を開設する際に、マイナンバーの記入を求め、また特定検診などの履歴にも付番して、一元的に把握できるようにしようとしています。今後、さらに高い個人情報を利用する事になり、より深刻なプライバシー侵害や成りすましなどの犯罪を招く恐れが増すことになります。

6月1日に、日本年金機構の年金の個人情報の管理しているシステムが、ウイルスメールによる不正アクセスを受け、加入者の氏名や年金番号など約125万件に上る個人情報が流失しました。

ある公共機関の情報管理を請け負っているIT企業幹部は「次から次へと出てくるウイルスの対策は追いつかない」と嘆いていると報道されています。

個人情報を一元管理するマイナンバーがこのような被害を受ければ、計り知れない情報量の流出となります。

これまで議会では、「直接番号をやり取りするのではなく、付番をつけてやり取りをする。国が示している安全措置に基づいて対策を講じる」との答弁でしたが、厚生労働行政の根幹にかかわる年金情報流出問題の徹底説明はまだされておらず、国の安全措置は不十分と言わざるを得ません。情報の安全は確保できるのでしょうか、市長の認識をお示し下さい。

今後、企業は社員やパート・アルバイト従業員から扶養控除や源泉徴収、社会保険の届出などにマイナンバーが必要になり、企業独自でマイナンバーを集め管理をします。番号の管理や破棄について、政府は企業にガイドラインを示しています。内容は、鍵でのファイ

ル管理や不正アクセス対策など多岐に及びます。漏えいには、最大で「4年以下の懲役、または200万円以下の罰金」の罰則があります。従業員100人の企業ではマイナンバー対応の初期費用が1000万円、維持経費が毎年400万円との試算もあります。

多くの中小企業は、経営で手一杯でありマイナンバー対策への経費投入は困難です。6月5日の朝日新聞によると「準備が出来ていない企業が8割」とのことです。

いま福山市内の企業では、マイナンバー対策はどの程度行われているのか、市は把握しているのかお示し下さい。

また、多くの市民はマイナンバー制度の詳細を知りません。

内閣府の2月公表の世論調査では、制度の内容を知っていた人は28.3%、プライバシー侵害の恐れが32.6%、個人情報不正利用被害の心配が32.3%、国による監視の恐れが18.2%です。多くの国民は不安を抱いています。

10月からの番号通知を中止するよう、国に要望することを求めますが、市長のご所見をお示し下さい。

次に、生活保護行政、住宅扶助についてお伺いします。

政府は生活保護の生活扶助基準を 2013 年 8 月から 3 年間で 670 億円、期末一時扶助は約 70 億円、総額 740 億円も引き下げ、保護受給者は厳しい生活を強いられています。

そのような中、本年 7 月から住宅扶助基準が引き下がります。

引き下げ内容は、本市では一人世帯、3 万 5 千円から 3 万 4 千円へ千円引き下げ、二人世帯は 4 万 6 千円から 4 万 1 千円へ 5 千円の引き下げなど、世帯人数別に扶助額が引き下げられます。

5 月 13 日、厚労省は全国の自治体に「住宅扶助の設置にかかる留意事項について」を通知しました。

主な内容は①限度額の引き下げによって、家賃等の金額が限度額を上回る場合、家主等にも説明し、限度額内に引き下げてもらうことを検討する ②家賃引き下げが困難な場合、経過措置などを検討し、限度額内の住宅への転居を検討すること ③生活保護を開始する時や受給中に転居する場合、最低居住面積基準を満たす住宅への転居を促進すること ④住環境が著しく劣悪な場合、適切な住宅への転居を促すこと等です。

多くの受給者から「転居しなくてはならないのか」など不安の声

が寄せられています。

新たな基準により、現在の家賃から減額になる受給世帯数をお答え下さい。また、住宅扶助額が下がればその差額分は、保護受給者の生活費の中で補てんするため、最低生活費にくい込みます。

受給者の生活への影響について、認識をお示し下さい。

また、厚労省は「居住の安定に配慮した経過措置等」として、住宅扶助上限額が引き下がる場合、最低限度の生活の維持に支障が生じないように措置を講じることを求めています。

また、「個別の事情による配慮措置」として、高齢者等で転居が困難と認められる場合や、住宅扶助の上限額の範囲内での賃貸住宅がない場合などは「個別の事情」として、従前の住宅扶助を続ける配慮措置を行うことを認めています。

広島市では、「幅広く経過措置を適用するよう考えたい」「個別の事情については、様々な事情を考慮したい」と述べています。

5日の民生福祉委員会では、これらの措置について「まだ検討している」との答弁でしたが、実施に当たって、本市では「経過措置」や「個別の事情」をどのように運用するのか、また、これらの措置の対象世帯数についてお答えください。

また、個別の事情や経過措置に該当しない世帯数はどのくらいあり、どのように対応するのかお答え下さい。

12 日、福山生活と健康を守る会が生活福祉課と懇談しました。参加者からは「風呂も入れず、節約しても節約しても追い付かない。ギリギリの生活だ。これからどうやって生きていけばいいのか。日々みじめな思いをしている」と怒りを込めて訴えていました。

今回の住宅扶助の引き下げは、憲法 25 条に謳われる生存権保障を脅かす人権侵害ではありませんか。国に対し、住宅扶助費の引き下げの撤回を要望することを強く求めます。ご所見をお示し下さい。

次に、住宅施策について伺います

いま、若い世帯の貧困化や高齢者世帯の増加、障がい者の地域移行の促進に対応するため、安心して利用できる公営住宅の拡充が求められています。

2014 年度、市営住宅は 1 1 6 戸の募集に対して、1043 世帯の申し込みがありました。応募倍率は実に 8.99 倍です。

市内の民間アパートに住む、ある生活保護を受給している高齢者夫婦は、「市営住宅の申し込みをするけど、倍率が高く何年も入居出

来ない。公営住宅を増やして欲しい」と訴えられていました。

今年度中に、福山市の住宅政策基本計画を策定することですが、公営住宅を何棟増加するのか、お示してください。

これまで我が党は、民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅として活用することを求めてきましたが、現在の進捗状況をお示し下さい。

また、高齢者や障がい者、外国人など、保証人がいなければ入居できないケースもあります。それは、家主が、身寄りがいない高齢者が亡くなった場合のフォローや、入居中のトラブルに不安を抱き、入居を拒むからだと言われています。これらを、解消するために「公的保証人制度」が、全国で広がりつつあります。

広島県内では、2013年に県や市町、不動産関係者らがメンバーとなって「広島県居住支援協議会」が設立されました。活動内容は「円滑な入居の促進、及び居住の安定方策に関すること」とされています。

この会を有効に機能させることが必要ですが、市として取り組み状況をお示し下さい。また、公的保証人制度の創設や、居住サポートについての検討はされているのか、お答えください。

次に、高齢者施策、介護保険制度についてお伺います。

2014年2月「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」いわゆる「医療・介護総合法」が成立し、本年4月より実施されています。

今回の介護保険法の改定は様々な問題があります。まず、高齢者の「申請権」と「受給権」の問題です。

これまで、高齢者や家族から介護相談があった場合、市町村の窓口では制度を説明し、認定申請を受け付けていました。

しかし、国のガイドラインによると、サービス事業を説明した上で「明らかに要介護認定が必要な場合」は、要介護認定等の申請手続きにつなぐが、市町村が実施する「総合事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して基本チェックリストを用いる」とされています。

基本チェックリストは「バスや電車で一人で外出していますか」など25項目の質問に答え、一定項目以上に該当すると「事業対象者」とされますが、介護や支援が必要かどうかを判定するためのものではありません。

今年5月末までの市内の「事業対象者」と認定された方は、405

名にのぼる事が5日の民生福祉委員会で明らかになりました。

我が党の調査によると、基本チェックリストでは介護の必要性の判断が困難である事が明らかになりました。

市内の80歳代の一人暮らしの女性は、基本チェックリストを行った後、「事業対象者」と認定されました。デイサービスを週1回利用していましたが、自宅での調理は困難であること、会話は出来るが忘れてしまうなど、認知症状により日常生活に支障をきたす状況だと援助が進むにつれて分かりました。その後、介護保険を申請し要介護1の判定が出ました。

5日の民生福祉委員会では、「基本チェックリストの使用は、本人の状態をアセスメントし、本人の選択で実施している」との答弁でしたが、この事例のように、介護相談に来た人に対して、基本チェックリストの活用だけでは、高齢者の生活実態や疾病など十分な把握は困難です。

窓口相談に来た人は、要支援者や要介護者に該当する可能性のある人です。基本チェックリストでの選別を行わず、介護保険申請を実施して、「申請権」と「受給権」を保障するべきですが、ご所見をお示し下さい。

次に市町村が実施する「介護予防・生活支援サービス事業」について伺います。

福山市は今年度から、要支援者への訪問介護と通所介護を保険給付から外し、市が実施する地域支援事業に段階的に移行しています。

市は「住民主体サービス」をNPO法人や地域住民が実施するよう準備しています。ところが、住民からは「住民主体で行う、高齢者の居場所づくりを週3回も行うのは困難」との意見が多くいただきました。そして、市は要綱の見直しを検討するとのことですが、どのように見直されるのかお答えください。

また、通所介護や訪問介護の「緩和した基準のサービス」は、介護の専門家ではなく無資格者でも従事できることになり、事故などのリスクが高まる恐れがあります。

市は「緩和した基準サービス」を実施する方針で、その内容や基準を検討しているとのことですが、その詳細についてお示し下さい。

次に、介護報酬の引き下げの影響について伺います。

介護報酬は3年毎に改定されますが、保険制度が始まって以来、これまで2回、計4.7%もの引き下げが実施されてきました。さらに、

今年度の改定は処遇改善加算を含めても 2.27%もの大幅引き下げです。

報酬単価の引き下げにより高齢者と事業所へ大きな影響が出ています。高齢者には、食費の引き上げや利用時間の短縮など。事業所では、介護職員の非正規化や、賞与・定期昇給の見直しなどです。

市内のある小規模事業所では「報酬引き下げのために、約1割収入が減った。中重度加算を取ろうとすると複数の看護師の配置が必要になるが、人件費がかかり人員基準は満たせない。

利用者増の工夫しかないが、十分な介護が提供できる体制が保てるかとても不安」と語っていました。

本年2月、三重県の「みえの介護をよくする会」は介護保険制度「改悪」の影響について、県内1984の介護事業者へ、アンケート調査を実施しました。980件の回答があり、その結果によると制度改悪が利用者や事業者に深刻な影響を与えかねないことが浮き彫りになりました。

4月からの介護報酬引き下げへの対応は、「賃金・労働条件を見直す」が22%、「要支援者を受け入れないなど事業を見直す」が17%でした。記述欄には、「加算をとる」「何を直せばいいか分からない」

などがあり、「事業をやめる」との回答は3%もありました。

「介護職員は足りているか」との問いには「足りている」45%に対し、「不足している」が41%、「大変不足している」が4%で、不足の理由は「賃金水準が低い」が35%とトップでした。

政府は2025年にはあと38万人の介護従事者が必要としていますが、介護報酬の引き下げは、介護現場の深刻な人材不足に拍車をかけるだけです。

国に対して、基本報酬の引き下げを撤回すること、介護職員の処遇改善交付金を復活させること、市独自で上乗せ措置を行うことを求めますが、ご所見をお示し下さい。

また、市内介護事業所の制度改正の影響調査を本市独自で行うことを求めますが、ご所見をお示し下さい。

次に、建設都市行政・神辺川南土地区画整理事業についてお伺いします。

川南土地区画整理事業は、1969年に都市計画決定されました。

減歩により土地を供出させられることや、清算金を払わされる事による不安など、区画整理という手法そのものに同意が得られてい

ないこと、また行政主導で住民の意見を反映させてこなかった経過もあり、地域住民の根強い反対で、46年経過した現在も事業化の目途はたっていません。

2015年1月～2月に行われた事業説明会に、対象者263名中、61名しか参加せず住民合意は進んでいません。この3年間、審議会は3回、協議会は5回開催されましたが、話し合いは平行線のままです。

市が賛成7割の根拠としている2011年1月から3月にかけて市の調査について、当初から区画整理事業に明確に反対の意思表示をしている44名の地権者が個人情報公開請求を行いました。

それによると、44名中、区画整理に賛成が8名、不明6名、反対30名となっていました。これらの人は、「なぜ市の資料には自分の意思とは違う記載となっているのか」「納得できない」と語っています。

市は、3月の予算特別委員会で「地権者はその時、その時の思いがある。賛成・反対については、その当時、我々が調べた時の、我々が感じたこと」と述べています。

市が「地権者の思いはその時々で違う」と述べること自体、市の

示している賛成7割の前提が崩れているではありませんか。

住民が合意しない区画整理事業は、これ以上進めることは困難です。区画整理事業は白紙撤回することを改めて強く求めますが、ご所見をお示し下さい。

また、区画整理区域内は大雨が降ると、水路から水があふれ、道路が水没する地区があります。現在、田畑が水ダムの役目を果たし、最小限の水没に留まっています。しかし、区画整理後は宅地化することで、田畑がなくなり、たとえ調整池があっても水害の危険が高まる可能性があります。そして、温暖化対策にも田畑の役目は大きく、宅地化が進めばヒートアイランド現象に拍車がかかりかねません。多くの地権者の願いは、生活道路や下水道などの住環境の整備です。これらは、区画整理事業を行わなくても可能と思いますが、ご所見をお示し下さい。